

フィンランドは露國の北方に位し開明の度甚しく低く歐洲に於て最も多數なる盲數を有する國とせらる。然れども新潟縣に比せばはるかにその比例にして殆んど半數の差あり新潟縣内にも甚しきは中浦原郡の如きは七四〇の多きに至る豈に驚かざるを得んや最も少なきは岩船郡にして二四〇に過ぎず今日日本全國の盲數に當て比するも日本はフィンランド以上の野蠻國と評せらるゝも辭する能はざるなり、予の推想によれば日本全國の盲數は萬分比例とし三〇〇前後ならんか予は他縣にも盲數の調査せるものあらば大に比較するに便なれば讀者諸君中多少御存じの方あらは御一報を請ふ。

新潟縣に約七千の全失明者ありとし其損害を計上すればステフハン氏の推理法に従ひ日本に當て一人一日の利得を三十錢とし消費を二拾錢とし合て五十錢とし之を一ヶ年分にして七千に乗すれば

$$50 \times 30 \times 12 \times 7,000 = 1,260,000 \text{円}$$

即約百二十六萬圓となる併し此の中老若も混合し居れば之を控除し三分の一に減するも四十萬圓と云ふ大金となる此計算を以て推せば日本全國には非常の損失を來すこと照々乎として明なり大凡一千萬圓となる此れだけは盲者の生存に消失せる者にして社會の負擔に屬す豈に驚かざるを得んや。

片眼の失明は醫學上より見れば緊要にして其失明原因を調査すること有益なれども双眼失明者の如く社會の面より見て未だ左程有害ならず、其計數は別紙示す所の如く全縣下に一三、一四三人の多きに至る即ち兩眼失明と比較し殆んど倍數なり即ち、 $\frac{13}{14}$ 又片眼の失明が何方に多きやを見るに左眼多し男女共然り何等の原因に屬するや。

又別紙統計に就て見るに女性は男性よりも失明多し歐羅巴に於ては概して男子に多し其比例は $\frac{1033}{505}$ の割なるに新潟縣には女子に多きは何ぞや只フィンランドに於ては男女の失明の差 $\frac{1524}{1335}$ の割なり之れ主として「トラホーム」の多きによるなり、「トラホーム」は概して婦人に稍や多きは實際なり故に其のために由來する失明も女子に多きは勿論なり、又女子が一般劣等の待遇を受くる日本の狀況に於ては失明の女子に多きも勢止むを得ざるなり、西洋に於て男子に外傷多く盲數四分の一以上を認むる所あり之れ機械工業の多き結果にして日本には未だ多數を認めず現にフィンランドの如き未だ開化の大に進まず「トラホーム」大に蔓延し工業未だ著大ならざる國土に於ては日本と同じく女子に失明の原因多きは推察に餘あり。

新潟縣に於て失明の多きは主として乾燥症、膿漏眼、「トラホーム」此の三種の多きに由るならんと信ぜらる、而して此三大病は獨り新潟縣のみならず恐らく日本全國共然るならん失明を豫防し盲人たるの不幸を救助するか人類に於て神聖なる義務の一ならば吾人は此三大病につき口と筆と術との三道により勇進邁往打撃の方法を講ぜざるべからず之れは一切の力を吝まざるべからざる義と思ふ、尙ほ

新潟縣の眼病に就きては後日又述ぶる所あるべかれども今は盲數全般につき讀者諸君一顧の注意を惹起し擱筆せんと欲す。

日本眼科學會雜誌第八卷 (明治三十七年)

新潟 行 (二)

河本 重次郎 (東京)

予が去夏新潟縣に赴きしは眼病調査の件とは云へど其の主眼は専ら「トラホーム」豫防の件にあること申す迄もなし果して新潟縣が特に他縣を抜きて「トラホーム」多きや此の問題は他縣の報告未だ多からざる以上は何とも云へざるなり、唯其他縣に比し一二の高座を占むべきは容易に想像せらるるなり併し青森、秋田、山形縣に比し果して一頭超過せるや未だ容易に言明し得ざるなり。

予は同業の諸君に請ひ一村の小學校又は一町一市の小學校にても學童の眼病に就き御検査あらば御遠慮なく一小報告あらんこと深く希望する所なり、故に前號に於て小口忠太君や堤友久君などの報告は予の深厚なる感謝を以て一讀せし所なり殊に堤君は對馬にあり其報告に依れば同地の學校には「トラホーム」甚だ少なく六―七%に過ぎざるなり既に對馬を知らば釜山は如何隱岐の島は如何佐渡の島は如何少しく心あるもの問たき心地するは勿論なり。

予は眼科會員諸君と共同して日本全國の「トラホーム」地圖とも云ふべき者出來上らんことを期望して止まざるなり、併し之れは餘り難業にあらざるなり今此眼科會員にして各一小學校にもかまはず調査せられし者あらば其計數を眼科雜誌に報告すること、せんか左すれば其眼科數%と検査の姓名を日本地圖上に配布し而して其數字の下に色線を引き置かば一目瞭然たらん、但し色線は假に赤、青、綠紫の四等とし「トラホーム」が四十以上あれば最強とし赤線を引き三十―四十%は青線二十―三十%は綠線十%―二十%迄は紫線十%以下は弱とし黒線を引くとす左すれば其地圖を見て何縣の學校には何%の「トラホーム」あるや一見知るべきにあらざるや小生は右の期望を有すれば若し小統計にて態々當眼科雜誌に御掲載の儀御遠慮の方あらば小生の手許でも御郵送を願度なり、左すれば後日諸統計を一括にして當雜誌に掲載すべし扱て「トラホーム」の検査は事實上中々の困難なり學校外に於ては勿論學校内の兒童検査に於ても「トラホーム」の診断中々容易ならず中には「トラホーム」と云ふべきや結膜炎と云ふべきや疑はしきあり顆粒あるも「トラホーム」やら又は臍胞やを判断し難きあり又「トラホーム」の確然たるものにては休校せしめてよきや否等隨分難義の件なり。

ヒルシュベルグは四種に分ちVは「疑」としIは「輕」としMは「中」としSは「重」とし左表に依るを可とせり例之は某學校に検査人員百五十三人ありとし其中若干の「トラホーム」的病ありとし之を四種に區別して疑者三人輕者三人中者二人重者一人ありとせんか表計左の如くなるべし。

検査人員	V	I	M	S	
総数	3	10	2	1	17
學	13A				4
校	153				14
					85.9%

本表は頗る簡にして後日我日本にも之を採用せんこと期望に堪へず然ども本表に於て一の缺點は毫も臆胞性結膜炎の示し現はされざるにあり。

故にVの前にVを入れ臆胞の有無及其計數を致すは極めて緊要と信ず臆胞は「トラホーム」の數に混同され易く實際上には中々困難にして其困難なるが爲め學校の「トラホーム」検査上頗る不快なる障害を與へ遂に検査をして無意味に終らしむるに至る西洋にても臆胞を「トラホーム」と同視する人と別視する人とありて即一元説と二元説あり一元論者は曰く「トラホーム」の多き所には臆胞症も亦多し曰く兩者は一々區別し難し曰く癩痕の有無は後日の結果なれば診断の當時に癩痕なければ何れ據る處なし曰く乳頭の峰起も臆胞の慢性なる際は之を見るに至る云々而して此一元説は殊に露人中に多し、一元説は専ら診断鑑別等の難きより立論せるものなり、然ども診断數々難ければとて兩病同一と云ふことは云ひ得ざるなり、例之劇性の下痢と輕症の「コレラ」と數々區別し難きことありて兩者同一と云へまじ故に診断の難きを以て病性同否を云ふは甚だ不合理なり。

- (一) 顆粒小也
- (二) 顆粒殆んど透明にして水泡の如し
- (三) 顆粒結膜面上に浮出す
- (四) 周囲の結膜殆んど健康なり中には貧血せるあり中には稍々加答兒のあるあり
- (五) 部所は下眼瞼結膜殊に外方の穹窿部に多し

右の五點を注意し參酌せば普通の臆胞症は鑑別し得べし一元論者の如く之れをも「トラホーム」中に入るは予の快諾し得ざる所なり、よしや「トラホーム」中に入れたとて性質の善惡上より別なる名稱を附せざるべからず診断は普通の場合未だ必しも難からず然ども若し

急性加答兒の同時に存するあれば或は急性「トラホーム」なるや又急性臆胞性結膜炎なるや隨分難事たるべし、其の際には第一に分泌物の顯微鏡検査緊要にして往々コツホウイクス菌などを發見することあるべし現にキョエヒスベルグ大學の報告に一校の傳染性眼炎は皆其原因に歸すべきもので「トラホーム」にあらざりしとて注意せられたり、又よしやかかる微菌を發見せずとも若し一校に急性眼炎の流行せるときは一時閉校又は兒童の隔離など必要ならん、又慢性症にせよ結膜炎の多量なる時傳染の恐れ大なれば其の分泌の減少まで休校を要すべし如今日本にて行はるる如く少々の「トラホーム」も退校せしめ或は入校を禁ずる等は餘り酷なりと信ず然「トラホーム」患者をしてよしや其傳染力弱なるにせよ寄宿舎に雜居せしめ何の設備をなくんば日夜同窓の諸人相接し衣食洗面を共にし傳染の危害通學生に於けるよりも遙に大ならんと思はる予の意見に寄宿舎制は實際餘り有益なる制度にも非らざれば餘り必要にもあらず故に予は「トラホーム」生は寄宿を停止し通學生たらしむること緊要と信ず然ども之れよりも便利にして有益なるは寄宿舎中に於て「トラホーム」生を他室に移し所謂舎内隔離制度を設くることならん此際は通學生中「トラホーム」生あれば之を舎内の隔離室中に收容し嚴重なる醫療を加ふれば大に益あらん故に予は却て寄宿制のある校に於ては其中一、二の室を「トラホーム」室とし手巾洗面等一切別にすること餘り費用も要せずして有益ならんと信ず。

今前文に論述せる所を總括せば左の如し先づ日本國中「トラホーム」に對し統計の取り方を一定すること一定するなれば成るべくヒルシユベルグ氏の式に由ること而して其式中に臆胞即ち(S)の一節を加へて下式に依る方便なること。

検査人員	V	I	M	S	
総数	5	10	2	1	17
學	13A				4
校	153				14
					85.9%

即ち臆胞Vは「疑似」Iは「輕症」Mは「中症」Sは「重症」也此中重症は「パンヌス」の存するもの輕症は結膜の表面など餘り顆粒の斑點見へざるもの、中症は輕重の間に存するものにして検査の心により定むるの外なきなり、此の中臆胞と疑症を除き他の輕中重の三症を一括して全検査人員に割り何%とし一校の「トラホーム」量を示すなり無論検査の考量により多少の差あるは止むを得ざるとし大凡一定の方針によるは大に緊要と信じ之を述ぶるのみ。

第二「トラホーム」の豫防としては色々あるべく又人々の考へにより可否もあらん併し「トラホーム」の豫防は社會全般の清潔により初めて目的を達すべきものなれば中々少々の方法などで到底目的なきなり故に色々と説あれども歸する所「行ふべからざることを行へ」と云ふ此れ豫防也」と迄唱破してよき程なれば今は只前に述べたる如く學校に於て最も緊要なる一二點をここに總括して置かん。

- (一) 入校に際し一切「トラホーム」を禁ずるは酷なり只餘り甚しきもののみ禁すべし。
- (二) 通學生には分秘盛なる者のみ一時休校せしむべし分秘中度のものには醫療を嚴論すべし。
- (三) 寄宿舎あらば「トラホーム」生の爲め一二室の隔離室を設くべし通校の「トラホーム」生も必要に應じ一時其隔離室に收容し醫療を嚴行すべし但し隔離室は不全制とし講堂は他人と同ふするも其他起居手巾洗面など助めて他人と多く接せしめざる丈けで可ならん。
- (四) 何れの場合たるを論せず結膜の炎症盛にして分秘盛なる際は一時休校の上醫療を受けしむべし。

他にも未だ色々方法あらんにもそは校の狀況及醫の配量に山り取捨するより外なからん兎角「トラホーム」の如き慢性傳染病に於ては行ひ間敷方法を多く設けて何にも實行し得ざらんよりは行ひ得べき一二條を確守實行する事豫防の極意ならん。

明治十一年十二月二十八日日本廳達第三十五號

眼科講習所資本蓄積方ノ儀本年十月中下議處處同議ノ多數ニ依リ左ノ通り決定シ茲ニ講習所諸規則別紙ノ通り相定メ來ル十二年二月一日ヨリ開業候條右日限迄醫員差出方可取計此旨相達候事

一、講習所資本ノ總高ヲ一萬圓トシ内恩賜金一千圓並ニ佐渡三ヶ大區ノ分金九百六十四圓ヲ除キ餘ノ八千三十六圓ハ管内會所ニ保管スル所ノ管内豫備金ノ内ヲ以テ之ニ充ル事

一、講習所規則第二條ニ掲クル所ノ入學醫差出シ方ノ儀ハ左ノ割ヲ以テ遅延ナク差出スベシ

十二年二月一日入學ノ分

第一大區ヨリ第十四大區ニ至ル各大區ハ各醫員二名宛ヲ出シ第十五大區ヨリ第二十八大區ニ至ル各大區ハ各一名宛ヲ出スヘシ

十二年四月一日入學ノ分

第一大區ヨリ第十四大區ニ至ル各大區ハ各醫員一名宛ヲ出シ第十五大區ヨリ第二十八大區ニ至ル各大區ハ各二名宛ヲ出スヘシ一、入學日限右ノ如ク定ムルト雖モ後期ノ分(四月一日入學ノ分)ハ其期ニ臨ミ尙日限相定メ可相達ニ付其達ヲ俟テ醫員ヲ差出スヘシ

眼科講習所規則

第一條 眼科講習所ハ新潟醫學所中別ニ一科ヲ置キ凡ソ六十日間ヲ期シ管下各大區ヨリ出ス所ノ醫生ヲシテ眼科ノ大竟ヲ講習セシムルノ所トス

第二條 管下各大區ハ其區内ニ於テ從來開業スル(内務省ノ許狀ヲ有スル者ヲ除ク)眼科醫(眼科醫ナケレハ開業ノ西洋内外醫ヲ以テ之ニ充ツ)三名宛ヲ選ミ順次入學セシムヘシ但各大區ヨリ出スヘキ醫員ノ總數ヲ二分シ一半ツツヲ入學セシム尤其年齡ハ滿五十年以下ノ者ヲ選ムヘシ

第三條 講習醫員出港並卒業歸區ノ節ハ里程ニ應ジ一日金三十錢宛ノ旅費ヲ給與ス

第四條 在學中ハ一月一人ニ付金三四七十五錢ノ割ヲ以テ毎月末之ヲ給シ教科書モ亦本廳ヨリ之ヲ交付スヘシ

第五條 講習醫員ノ内投票ヲ以テ會長二名ヲ選定シ講習生ニ關スル一切ノ事務ヲ擔當セシム但會長タル者ハ慰勞トシテ一月金一圓宛ヲ給スヘシ

第六條 病氣ニ罹リ下宿又ハ入院治療ヲ命スル時三十日ヲ過ルモ猶癒サルモノハ退學セシムルヲ法トス

第七條 試驗落第ノ者ハ旅費ヲ給セサルコト

第八條 自費入學ヲ請フ者ハ試驗ノ上之ヲ許否スヘシ

患者治療手續

第一條 醫員講習歸區ノ上ハ區内便宜ノ地ヲ相シ區内ノ議定ニ隨ヒ一月ニ三回患者ヲ招集シテ治療ヲ施スヘシ但シ都合ニ寄リテハ一月ニ三回區内ヲ巡視シ患者ヲ治療セシムルモ妨ゲナシ

第二條 醫員ハ其治療スル所ノ眼病患者表(第一號雛形ニ倣フベシ)ヲ作り毎年一月七日衛生取締ヲ經テ之ヲ本廳ニ差出スベシ

第三條 區戸長取締ハ前條ノ意ニ基キ豫メ其治療ヲナサシムルノ手續及其經費支出ノ方法ヲ議定シ來ル十二年一月三十一日迄小區惣代連署ノ書面ヲ作り届出ツヘシ

第四條 醫員日常及出張巡廻旅費ハ區内ノ協議ニ依リ一日金三十錢以内ヲ以テ支給ノ方法ヲ定ムヘシ但滞在日常ハ一日金十五錢以下トス

第五條 患者ノ藥價ハ各自ヨリ自辨セシムルヲ法トスレ共區内ノ協議ニ依リテハ別ニ支辨ノ方法ヲ設クルモ妨ゲナシ

資本保存並ニ利子分配規則

第一條 報知甲第三百二十八號ヲ以テ相達候恩賜金千圓ニ各大區ヨリ差出ス所ノ金九千四合七一萬圓ノ資本トシ共利子ヲ以テ各大區ニ

區域ヲ本廳へ届出ツヘシ

第二條 眼病患者擔當醫師ハ最寄便宜ノ地ニ患者ヲ召集シ毎月巡回シテ之ヲ治療スベシ

第三條 眼病患者擔當醫師ハ毎半年ニ其治療スル所ノ眼病患者表(第二號雛形ニ倣フベシ)ヲ製シ毎年一月、七月ノ再度ニ郡區役所ヲ經テ本廳へ差出スベシ

第四條 眼病患者擔當醫師ノ日當及旅費ハ其受持町村聯合會若クハ一郡區ノ町村聯合會ヲ以テ其支出方法ヲ議定スベシ

第五條 藥價ハ患者ヨリ通常支辨セシムルモノトス

尤モ施藥券アルモノハ其時々之ヲ領置シ毎月取廻メ郡區役所へ差出シ藥價ヲ受取ベシ

第六條 何條ノ施藥券ハ區役所及戶長役場ニ於テ兼テ之ヲ製シ置キ其所轄内貧困患者ヨリ施藥願出スル時ハ之ヲ與フベシ但シ該藥價ハ

眼病患者治療費ヨリ支拂フベシ

第七條 眼病患者擔當死亡及其他ノ事故ニ依リ缺員スル時ハ相當ノ眼科醫ヲ撰ミ郡區役所ニ於テ之ヲ其擔當ヲ命ジ其都度氏名ヲ本廳へ届出ベシ

眼病患者治療費資本金取扱方

第一條 眼病患者治療資本金壹萬圓ハ管内ノ共有ニシテ永遠之ヲ保存シ他途ニ支消セザルモノトス

第二條 前條ノ資本金ハ本縣衛生課ヲシテ主管セシメ凡年一割ノ利子ヲ以テ之ヲ貸付シ毎年度ノ初メニ於テ各郡區役所ニ配賦スベシ但シ本文金圓出納ノ詳細調ハ毎年衛生課ヲシテ報告セシムベシ

第三條 各郡區役所ハ利子ノ分配ヲ受クルトキハ之ニ各町村ノ協議費ヲ合セテ眼病患者治療擔當醫ノ日當旅費及藥價等ノ諸費ニ充ツベシ

第四條 各郡區役所ハ毎半年期ニ眼病患者治療費支拂明細帳ヲ(第一號表式ニ據ル)製シ翌月十五日迄ニ本廳へ差出スベシ

第五條 眼病患者治療費剩餘アル時ハ翌年ノ費用ニ充ツベシ最モ町村ノ協議ヲ以テ之ガ貸殖法ヲ立ツル等ノ事アラバ其方法ヲ詳記シテ開申スベシ

乙第五十五號

郡區役所
戶長役場

衛生委員

本年本廳甲第八十一號ヲ以テ貧困眼病患者治療手續布達候ニ付テハ取扱手續左ノ通り取定候條此旨相達候事

明治十六年六月二十六日

新潟縣令 永山盛輝

貧困眼病患者取扱手續

第一條 施藥願出ルモノアルトキハ戶長役場(區ハ區役所)ニ於テ其事實ヲ糺シ治療費辨ジ得ザルモノト見認ムル上ハ之ニ施藥券ヲ付與スルモノトス但シ戶長役場(區ハ區役所)ハ貧困眼病患者ノ名簿ヲ製シ施藥券ヲ下付スルトキ之ト割印スベシ

第二條 患者翌月ニ涉ルモノハ施藥券輪廓外ニ何圓ノ旨ヲ朱記シ更ニ付與スベシ

第三條 郡區役所ニ於テハ地形ノ便ヲ量リ貧困眼病患者擔當醫ヲ選任シ及擔當醫ヲ變更シタル時ハ其都度本廳へ届出ベシ

第四條 郡區役所ハ公私立病院又ハ擔當醫ヨリ差出シタル書類ヲ調査シ相違ナキニ於テハ其費用ヲ支拂フモノトス

第五條 郡區役所ハ毎半年甲乙號書式ニ倣ヒ調査ヲ作り七月三十日限り本廳へ差出スベシ

衛生資本金保管條例

第一條 本資本金ハ知事之ヲ管理スルモノトス

第二條 本資本金及ビ之レヨリ生ズル利子ハ公債證書ニ換ヘ蓄積保存スルモノトス

第三條 本資本金ハ衛生上一般緊急ト認ムル事アル時ハ縣會ノ議決ニヨリ臨時支出スルコトアルベシ

右衛生資本金保管方法議決之通り認可ス

明治二十三年十一月二十九日

新潟縣知事 千田貞曉

盲人調査命令寫

訓示第三四號

警察署
同分署

眼病調査上必要有之候ニ付左記ノ方法ニ依リ取調來ル九月十日迄ニ報告セラルベシ

但其方法ハ郡市醫會ニ協商シテ之ヲ定メ委員長ニ報告スベシ
四、其他調査上必要ナル事項

第十三條 前條第一號ノ視察度數及其方法ハ委員長之ヲ定ムベシ

第十四條 調査委員ハ第十二條各號ノ調査狀況及其結果ヲ翌月十日マデニ縣知事ニ報告スベシ其報告細目ハ委員長ノ定ムル所ニ依ル

第十五條 調査委員ハ警察主管ノ事項ニ就キ調査資料ヲ得ントスルトキハ所轄警察署長及分署長ニ之ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 第十二條第一號ノ調査ニ付各學校長ハ授業上差支ナキ時間ニ於テ其生徒ヲ診斷セシムベシ

第十七條 調査委員ニシテ官職ニ在ラザル者ニハ月手當及雜費ヲ支給ス

同年四月一日郡市醫會ヲシテ眼病調査委員ヲ推薦セシムベキ旨郡市長ヘ通牒ス

同年五月二日調査委員副長以下ヲ任命ス

同年五月六日調査委員ヲ召集シ調査ニ關スル順序方法及製表様式等ヲ訓示ス

明治三十五年六月二十日左ノ縣令ヲ發布ス

縣令第四十二號

眼病ノ原因及其ノ救濟方法ヲ調査スルノ必要ニ依リ眼病調査委員ヲシテ隨時諸會社、諸工場等ニ就キ勞工者視器ノ健康狀態ヲ視察セシムルニ付其首長又ハ管理人ハ一般業務ヲ妨ゲザル限度ニ於テ勞工者ノ就役ヲ繰合セ調査上ノ便ニ供スベシ
眼病調査委員ニハ左ノ票證ヲ携帶セシム

二 寸
眼病調査委員ノ證

同年六月三十日眼病調査委員長ハ眼病調査規程第十四條ニ依リ左ノ訓示ヲ發ス(報告様式四種添付)

訓示第四十九號

眼病調査報告細目

第一條 眼病調査規程第十二條第一號ノ視察ハ毎月之ヲ行ヒ左ノ各期ニ於テ區内ヲ一週スルモノトス

第一期 自五月至十月 第二期 自十一月至四月

第二條 眼病調査規程第十四條ノ報告ハ第一號乃至第四號様式ニ據ルベシ

一ノ學校會社、工場等ノ視察ハ可成一箇月以内ニ於テ終了シ若シ翌月ニ涉ルモノアルトキハ終了後合セテ一表トナシ報告スベシ

第三條 前條ニ據リ報告スル第一號、第二號表ニ教室若ハ作業場ノ坪數、窓ノ面積其他眼病ノ原因救濟等ニ關スル必要ナル事項ヲ付記スベシ

第四條 各郡市内ノ失明者ハ特ニ之ヲ調査シ第一調査區ハ本年九月三十日第二調査區ハ本年十二月二十五日マデニ報告スベシ

但調査報告後新タニ生ジタル失明者ハ毎月之レヲ調査シ翌月十日限り報告スルモノトス

第五條 眼病調査規程第十二條第二號但書ニ依リ治療ヲ施シタルトキハ其人員病症ヲ報告スベシ

明治三十六年八月十九日東京帝國大學醫科大學教授河本重次郎ヲ聘シ調査上ノ意見ヲ聽キ且同時ニ調査委員ヲ召集シ委員會ヲ開キ眼病ノ原因及救濟方法ニ就キ審議セリ其決議事項ノ概要左ノ如シ

第一 本縣ニ於ケル眼病ノ重ナル關係

- 一、地 理
- 二、衛生思想ノ缺乏
- 三、低度ノ生計
- 四、宗教ノ迷信
- 五、治療機關ノ不備
- 六、降 雪

第二 學生ニ對スル救濟方法

- 一、各學校内ニ治療所ヲ設ケ無料ニテ治療スルコト
- 一、前項ノ治療ハ専ラ醫師ヲシテ之ヲ爲サシムベキコト勿論ナルモ不得止場合ニハ看護婦其他適當ナル者ヲシテ助手タラシムルコトヲ得
- 一、治療所ニ於テハ「トラホーム」同疑似症、膿胞性結膜炎ニ限り治療スルコト
- 一、治療費ハ凡テ當該市町村ノ負擔トナスコト
- 一、學校以外ニ於テ治療スル者ハ主治醫師ノ證明書ヲ徴スルコト
- 一、生徒又ハ教職員ニ對シ眼衛生上ノ講話ヲ爲スコト
- 一、體操其他ノ遊戯器具又ハ椅子卓子机戸障子等ニシテ病毒汚染ノ虞アル箇所ハ可成毎日二十倍石炭酸水ヲ以テ消毒スルコト
- 一、校舍ハ換氣、採光ヲ可良ナラシメ且常ニ内外ヲ清潔ニナシ置クコト
- 一、校舍床板及校外運動場ニハ適當ナル撒水ヲナスコト
- 一、但校舍ハ濕布ヲ以テ擦拭シ撒水ニ代フルコトヲ得

- 一、手水鉢ヲ廢シ龍吐口ノ裝置アルモノヲ用フルコト
- 一、手拭ノ共用ヲ禁止シ生徒各自ヲシテ携帶セシムルコト
- 一、石筆、白墨等ノ粉末ハ可成飛散セザル様注意スルコト
- 一、生徒ヲシテ衣服、身體ノ清潔ヲ保タシムルコト
- 一、校内ニ藁草履ヲ穿ツコトヲ禁止スルコト
- 一、「トラホーム」ニ罹リタル生徒ニシテ分泌盛ナル者ノ登校ヲ停止スルコト
- 一、輕症「トラホーム」ノ生徒ト雖モ可成教室遊戯場及携帶品置場ヲ區別スルコト
- 一、入學セントスル者ニ對シテハ豫メ視器検査ヲ爲シ分泌盛ナル「トラホーム」アルトキハ入學ヲ許サザルコト
- 一、生徒ヲシテ掃除ヲ爲サシムルコトヲ廢止スルコト
- 一、學校運動會ハ可成雨後ヲ撰定スルコト

第三 職工ニ對スル救済方法

- 一、適當ナル醫師ヲシテ治療及豫防方法ヲ實行セシムルコト
- 一、職工傭入ノ際ハ工場醫ノ健康診断ヲ受ケ「トラホーム」ニシテ分泌盛ナル者ハ傭入レザルコト
- 一、工場醫ハ臨機眼衛生講話ヲ爲スコト
- 一、工場醫ハ少クモ毎月一回以上視器ノ健康状態ヲ視察スルコト
- 一、工場建築ニ制裁ヲ設ケ採光換氣法ヲ完全ナラシメ且ツ在來ノモノト雖モ不適合ノモノハ改修セシムルコト
- 一、職工寄宿所モ前號ニ準ジ且ツ人員ニ制限ヲ付シ尙ホ傳染性眼患者ハ別居セシムルコト
- 一、治療費ハ凡テ傭主ノ負擔トスルコト

第四 一般ニ對スル救済方法

- 一、眼衛生思想ノ發達ヲ促進スル爲メ講話ヲ開催スルコト
- 一、禁厭祈禱者ノ類及非禱者ノ取締ヲ厲行スルコト
- 一、建築令ヲ發布シテ新築家屋ノ改良ヲ圖リ併テ既設ノモノニ對シテハ可及的除害ノ途ヲ講スルコト
- 一、産婆ニ眼衛生ノ知識ヲ注入スルコト

調査着手ノ日ヨリ本年十月マデニ検査セン學校延數七百十五、學生延數十三萬九千九百十四、工場百十八、職工數六千九十、一般人員一萬三千四百一、失明者九萬五千五百五十五ニシテ其内失明者「トラホーム」外二病ノ患者ニ對シテハ特ニ小票調査ヲ遂ゲタリ尙ホ主要ナル調査成績ハ別表トシテ掲グ

(各様式ハ略ス)

第一號 視器検査表 其一 (學校) (明治三十五、六年新潟縣)

郡市名	性別	第一 調査區		第二 調査區		合 計	
		検査人員	患者數	検査人員	患者數	検査人員	患者數
新 潟	男	八、四四	三、八四	一、六六	一、	八、五〇	三、八四
	女	七、〇〇	三、三一	一、	一、	七、〇〇	三、三一
北 湖	男	四、三三	二、三三	一、〇〇	八、五	五、三三	三、三三
	女	二、五二	一、五二	一、〇〇	五、五	三、五二	二、五二
東 湖	男	八、七	三、六	九、七	四、六	一、七六	六、六
	女	四、九	一、〇	七、三	三、三	一、二〇	四、三
中 湖	男	一、五五	四、七	一、二二	三、九	二、七七	六、六
	女	九、七	三、七	三、三	三、〇	一、五五	六、七
西 湖	男	一、二二	六、〇	三、四六	二、四	四、六八	三、〇
	女	六、二	四、八	二、五三	一、七〇	八、七三	二、四
南 湖	男	四、五八	一、四六	二、七三	一、二	七、三一	二、六
	女	二、八七	一、四六	四、八四	一、二	七、七一	一、九六
三 島	男	九、八	三、三	三、三	三、	一、二六	三、三
	女	六、〇〇	一、〇	三、三	三、	九、三	〇
古 志	男	五、三三	二、三	一、九	三、	七、三二	二、三
	女	六、〇〇	一、〇	九、八	五、三	一、二六	三、〇
北 魚 沼	男	一、八五	二、〇	一、二	三、	三、〇七	一、三
	女	一、四	九、四	一、二	三、	二、九	一、三
南 魚 沼	男	三、九	二、九	三、三	九、四	七、三	一、三
	女	三、九	二、九	三、三	九、四	七、三	一、三

郡市名	性別		第一調査區		第二調査區		合計	
	女	男	検査人員	患者数	検査人員	患者数	検査人員	患者数
中魚沼	36	36	15	15	15	15	30	30
刈羽	39	39	15	15	15	15	30	30
東頸城	26	26	15	15	15	15	30	30
中頸城	42	42	15	15	15	15	30	30
西頸城	10	10	15	15	15	15	30	30
岩船	12	12	15	15	15	15	30	30
佐渡	10	10	15	15	15	15	30	30
合計	174	174	105	105	105	105	210	210

備考 本表は明治三十五年第一期(上半期)より昨三十六年第二期(下半期)に至る一年半に於る成績なり以下皆之に同じ。

第二號 視器検査表 其二 (工場) (明治三十五、六年新潟縣)

郡市名	性別		第一調査區		第二調査區		合計	
	女	男	検査人員	患者数	検査人員	患者数	検査人員	患者数
新湯	9	9	15	15	15	15	30	30
合計	9	9	15	15	15	15	30	30

郡市名	性別		第一調査區		第二調査區		合計	
	女	男	検査人員	患者数	検査人員	患者数	検査人員	患者数
北蒲原	10	10	15	15	15	15	30	30
東蒲原	10	10	15	15	15	15	30	30
中蒲原	10	10	15	15	15	15	30	30
西蒲原	10	10	15	15	15	15	30	30
南蒲原	10	10	15	15	15	15	30	30
三島	10	10	15	15	15	15	30	30
古志	10	10	15	15	15	15	30	30
北魚沼	10	10	15	15	15	15	30	30
南魚沼	10	10	15	15	15	15	30	30
中魚沼	10	10	15	15	15	15	30	30
刈羽	10	10	15	15	15	15	30	30
東頸城	10	10	15	15	15	15	30	30
中頸城	10	10	15	15	15	15	30	30
西頸城	10	10	15	15	15	15	30	30
岩船	10	10	15	15	15	15	30	30
合計	100	100	150	150	150	150	300	300

郡市名	別性		第一調査區		第二調査區		合
	男	女	工	場	工	場	
新 湯	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
北 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
東 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
中 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
西 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
南 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
三 島	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
古 志	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
合 計	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090

備考 其他とあるは警察員始末等に就きて調査したるものなり。

第三號 視器検査表 其三 (一般) (明治三十五、六年新潟縣)

郡市名	別性	市		街		村		落		合	
		検査人員	患者數	検査人員	患者數	検査人員	患者數	検査人員	患者數	検査人員	患者數
新 湯	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
北 蒲	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
東 蒲	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
中 蒲	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
西 蒲	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
南 蒲	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
三 島	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
古 志	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
新 湯	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
北 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
東 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
中 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
西 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
南 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
三 島	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
古 志	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
合 計	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
合 計	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090

郡市名	別性		第一調査區		第二調査區		合
	男	女	工	場	工	場	
新 湯	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
北 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
東 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
中 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
西 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
南 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
三 島	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
古 志	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
新 湯	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
北 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
東 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
中 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
西 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
南 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
三 島	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
古 志	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
合 計	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
合 計	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090

備考 本表は市街地及村落各百戸に就き調査したり成績なり。

第四號 主要病症表 其一 (學校及工場) (明治三十五、六年新潟縣)

郡市名	別性		疑似症	結膜充血	近視	角膜炎
	男	女				
新 湯	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
北 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
東 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
中 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
西 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
南 蒲	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
三 島	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
古 志	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
新 湯	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
北 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
東 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
中 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
西 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
南 蒲	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
三 島	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
古 志	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
合 計	男	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090
合 計	女	1,090	1,090	1,090	1,090	1,090

郡市別	性別		「トヲホーム」 疑似症	結膜 炎症	慢性加答兒性 結膜炎	急性加答兒性 結膜炎	結膜充血	近視	視角 膜病
	女	男							
北蒲原	26	26	56	26	98	0	98	15	15
東蒲原	21	21	55	21	83	0	83	10	10
中蒲原	19	19	54	19	78	0	78	10	10
西蒲原	18	18	53	18	76	0	76	9	9
南蒲原	17	17	52	17	75	0	75	8	8
三島	16	16	51	16	74	0	74	7	7
古志	15	15	50	15	73	0	73	6	6
北魚沼	14	14	49	14	72	0	72	5	5
南魚沼	13	13	48	13	71	0	71	4	4
中魚沼	12	12	47	12	70	0	70	3	3
刈羽	11	11	46	11	69	0	69	2	2
東城	10	10	45	10	68	0	68	1	1
中城	9	9	44	9	67	0	67	0	0
西城	8	8	43	8	66	0	66	0	0
合計	235	235	600	235	350	0	350	100	100

郡市別	性別		「トヲホーム」 疑似症	結膜 炎症	慢性加答兒性 結膜炎	急性加答兒性 結膜炎	結膜充血	近視	視角 膜病
	女	男							
北蒲原	26	26	56	26	98	0	98	15	15
東蒲原	21	21	55	21	83	0	83	10	10
中蒲原	19	19	54	19	78	0	78	10	10
西蒲原	18	18	53	18	76	0	76	9	9
南蒲原	17	17	52	17	75	0	75	8	8
三島	16	16	51	16	74	0	74	7	7
古志	15	15	50	15	73	0	73	6	6
北魚沼	14	14	49	14	72	0	72	5	5
南魚沼	13	13	48	13	71	0	71	4	4
中魚沼	12	12	47	12	70	0	70	3	3
刈羽	11	11	46	11	69	0	69	2	2
東城	10	10	45	10	68	0	68	1	1
中城	9	9	44	9	67	0	67	0	0
西城	8	8	43	8	66	0	66	0	0
合計	235	235	600	235	350	0	350	100	100

備考 本表には視器検査の成績中患者の最多数なる病名を掲ぐ、示数は検査人員百に對する患者数なり。
第五號 主要病症表 其二 (一般) (明治三十五年、六年新潟縣)

郡市別	性別		「トヲホーム」 疑似症	結膜 炎症	慢性加答兒性 結膜炎	急性加答兒性 結膜炎	結膜充血	近視	視角 膜病
	女	男							
北魚沼	17	17	43	17	66	0	66	0	0
古志	15	15	40	15	63	0	63	0	0
三島	16	16	41	16	64	0	64	0	0
南蒲原	17	17	42	17	65	0	65	0	0
西蒲原	18	18	43	18	66	0	66	0	0
中蒲原	19	19	44	19	67	0	67	0	0
東蒲原	21	21	46	21	69	0	69	0	0
北蒲原	26	26	56	26	79	0	79	0	0
新潟	33	33	73	33	102	0	102	0	0
合計	182	182	433	182	270	0	270	0	0

郡市名	南魚沼		中魚沼		刈羽		東城		中城		西城		岩船城		佐渡		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
「トラホーム」	10.9	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
疑似「トラホーム」	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
結膜胞炎性	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
慢性加答兒性	8.9	7.8	5.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
急性加答兒性	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
結膜充血	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
角膜翳	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
癒着性白斑	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

備考 本表には市街地及村落各百戸に就き調査せし成績中患者の最多數なる病名を掲ぐ、示数には検査人員百に對する患者數なり。

郡市名	新湯		北蒲原		性別
	男	女	男	女	
「トラホーム」	3.3	3.3	3.3	3.3	
疑似「トラホーム」	0.6	0.6	0.6	0.6	
結膜胞炎性	0.5	0.5	0.5	0.5	
慢性加答兒性	2.6	2.6	2.6	2.6	
急性加答兒性	5.0	5.0	5.0	5.0	
結膜充血	0.5	0.5	0.5	0.5	
角膜翳	3.6	3.6	3.6	3.6	

第六號 主要病症表 共三 (眼病患者) (明治三十五、六年新潟縣)

郡市名	東蒲原		中蒲原		西蒲原		南蒲原		北魚沼		中魚沼		刈羽		東城		中城		西城		岩船城		佐渡	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
「トラホーム」	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
疑似「トラホーム」	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
結膜胞炎性	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9
慢性加答兒性	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
急性加答兒性	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
結膜充血	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
角膜翳	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

郡市名	性別		「トヲホーム」 疑似症	「トヲホーム」 結膜充血性 慢性加答見性 急性加答見性	結膜充血 近視 角膜炎
	男	女			
合計	64	37	1	26	30

備考 本表には調査委員及其他の醫師が治療せる眼病患者中最多数なる病名を掲ぐ、示数は眼病患者百に對する各病の患者数なり。

第七號 「トヲホーム」
同疑似症 患者 表 其一 (學校) (明治三十五、六年新潟縣)

郡市名	性別		尋常小學校	高等小學校	中學校	女學校	師範學校	其他	合計
	男	女							
新 潟	49	26	1	1	1	1	1	1	56
北 蒲 原	1	1	1	1	1	1	1	1	6
東 蒲 原	1	1	1	1	1	1	1	1	6
中 蒲 原	1	1	1	1	1	1	1	1	6
西 蒲 原	1	1	1	1	1	1	1	1	6
南 蒲 原	1	1	1	1	1	1	1	1	6
三 島	1	1	1	1	1	1	1	1	6
古 志	1	1	1	1	1	1	1	1	6

第八號 「トヲホーム」
同疑似症 患者 表 其二 (工場) (明治三十五、六年新潟縣)

郡市名	性別		機業工場	製絲工場	製油所	鐵山	其他	合計
	男	女						
北 魚 沼	1	1	1	1	1	1	1	6
南 魚 沼	1	1	1	1	1	1	1	6
中 魚 沼	1	1	1	1	1	1	1	6
刈 羽	1	1	1	1	1	1	1	6
東 頸 城	1	1	1	1	1	1	1	6
中 頸 城	1	1	1	1	1	1	1	6
西 頸 城	1	1	1	1	1	1	1	6
岩 船	1	1	1	1	1	1	1	6
佐 渡	1	1	1	1	1	1	1	6
合計	8	8	8	8	8	8	8	64

郡市名	性別		職業工場	製絲工場	製油所	鐵山	其他	合計
	男	女						
合計	1,540	1,540	61	1,479	1,479	1,479	1,479	3,080
佐渡	1,100	1,100	45	1,055	1,055	1,055	1,055	2,210
岩船	440	440	16	424	424	424	424	880

雙眼失明原因病名

(明治三十五、六年新潟縣)

郡市名	性別		先天性	初生兒	濃濁	結膜炎	ト下ホ	其他	角膜炎	其他	葡萄膜炎	眼底	近視	內障	外傷	其他	拉疔	麻疹	腺病	其他	不明	合計
	男	女																				
合計	1,540	1,540	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3,080
三島	1	1																				2
南蒲原	1	1																				2
西蒲原	1	1																				2
中蒲原	1	1																				2
東蒲原	1	1																				2
北蒲原	1	1																				2
新潟	1	1																				2

百分比	合計		佐渡	岩船	西頸城	中頸城	東頸城	刈羽	中魚沼	南魚沼	北魚沼	古志
	女	男										
0.1	1	1										
0.2	2	2										
0.3	3	3										
0.4	4	4										
0.5	5	5										
0.6	6	6										
0.7	7	7										
0.8	8	8										
0.9	9	9										
1.0	10	10										

備考 三尺の距離に於て指数を算すること能はず且つ不治と認むるものを失明者とせり、數種の原因を併有するものは就中主要なる病名の欄にのみ之を掲ぐ、白内障は續發性若くは併發性のも及年齢其他の關係に因り療策なきものを失明者とせり、疳、疳眼、營養不給、腺病等は總て角膜軟化症に算入せり。